解散公告

当社は、平成二十五年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

東京都文京区弥生二丁目一七番一〇号

財団法人江戸千家茶道会

清算人　川上　不白

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

北海道網走郡美幌町字仲町一丁目

社団法人美幌青年会議所

代表清算人　大野　秀樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

宮城県本吉郡南三陸町志津川字汐見町一二〇番地一

社団法人南三陸町シルバー人材センター

代表清算人　勝倉彌司夫

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

群馬県前橋市城東町三丁目一八番一九号

財団法人昭和服装専門学校

清算人　大渕　功

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月一日寄附行為の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

千葉県市川市中山二丁目一〇番一号

聖教護持財団（財団法人）

清算人　久保田正尚

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

東京都文京区弥生二丁目一七番一〇号

財団法人江戸千家茶道会

清算人　川上　不白

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、平成二十六年一月七日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

東京都豊島区高田三丁目一四番二四号ハイライフ高田馬場

財団法人自然史科学研究所

代表清算人　猪郷　久義

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年八月五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

神奈川県横須賀市衣笠町六番五号

宗教法人真一教会

清算人　本沢　倫子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十月三十一日北方町長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

岐阜県本巣郡北方町北方一三二三番地の五

北方町加茂土地区画整理組合

清算人代表　内藤　準一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三日開催の社員総会の決議により、同日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

大阪市住之江区北加賀屋二丁目一三番一一号松崎孔事務所内二階一室

社団法人みゆき老人会

清算人　松崎　孔

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月二十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

島根県邑智郡川本町大字川本二七九番地

社団法人川本高校卒業生会

清算人　小田　泰敬

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月三十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

北海道斜里郡小清水町字東野三八四番地の一

農事組合法人北都農場

清算人　大澤　昇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月二十九日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

茨城県稲敷市下君山一八八六番地

農事組合法人江戸崎地区農作物病害虫防除協議会

清算人　吉岡　幹雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年六月九日開催の通常総会の決議により同年八月三十一日解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

東京都国分寺市本町二丁目二番六号

原忠ビル国分寺住宅管理組合

清算人　赤津　八郎

解散公告

当社は、平成二十五年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

山口県岩国市昭和町三丁目八番二号

株式会社山陽機械商会

代表清算人　児玉　泰幸

解散公告

当法人は、平成二十五年九月二十一日開催の総会決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

香川県高松市田村町一一五一番地一

特定非営利活動法人香川県ボランティア協会

清算人　小島　克己

解散公告

当社は、平成二十五年九月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足八七―九番地

合資会社共栄

清算人　秋好　宏洋

解散公告

当社は、平成二十五年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月五日

鹿児島市中央町一八番地一

南九州サンクス株式会社

代表清算人　古川　道博